

## 令和 6 年度および令和 7 年度島根県における消費者教育について

### 1. 現状

幼児期から高齢期までの生涯を通じて、様々な場所で体系的・継続的な消費者教育を受けることができることを目指し、消費者教育を行っているところです。

令和 4 年 4 月の民法改正に伴う成年年齢引き下げを受けて、令和 2 年度より消費者教育コーディネーターを配置し、教育委員会等と連携しながら、学校現場での消費者教育を実施しています。

下記 4 つの内容を中心に消費者教育事業を展開しています。

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| (1) 消費者教育の実施       | (2) 教員向け研修会の開催       |
| (3) 関係機関との担当者会議の開催 | (4) 消費者教育情報冊子の作成及び配布 |

### 2. 令和 6 年度および令和 7 年度の取組状況について

#### (1) 消費者教育の実施

①島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業（弁護士を派遣）【資料 5-1】

##### 【令和 6 年度実績】

実施別	校数	実施地域	参加人数
中学校	4	東部 2、西部 2	387
高等学校	8	東部 5、西部 2、隠岐 1	678
特別支援学校	2	西部 2	13
大学等	2	東部 2	109
合計	16	東部 9、西部 6、隠岐 1	1,187

##### 【令和 7 年度取組状況】

○出雲・益田圏域を中心に市立中学校の家庭科授業として実施が増加。実施校数は昨年度並みの見込みであるが、昨年度実施回数の 24 回を上回る状況。

#### ②消費者問題出前講座

消費者センター職員等が県内各地（学校、地域等）に出向いて出前講座を実施【資料 5-2】

##### 【令和 6 年度実績】

実施別	回数	実施場所	参加人数
若年者（学校等）	38	中学校、高校、特別支援学校等	1,552
高齢者等	20	公民館、ふれあいサロン等	411
職域等	7	企業社内向け研修、商工会等	171
合計	65		2,134

##### 【令和 7 年度取組状況】

○津和野町内での消費者月間の啓発イベント実施を受けて、町内での出前講座実施が増加。

#### ③学校における消費者教育実践研究委託事業（すくすく消費者第 42 号）

授業方法や教材研究を通じて、消費者教育の質的向上を図る。本冊子を小・中・高校、特別支援学校に配布し、実践例を紹介することで、学校における一層の消費者教育の推進に繋げる。

(2) 教員向け研修会の開催

**【令和6年度実績】**

日時：令和6年10月16日 10:00～16:00 18名参加

内容：講演およびグループワーク

講演：「VUCA/SDGs時代に求められる学校教育での消費者教育」

講師：横浜国立大学 教授 松葉口 玲子氏

実践発表：島根大学教育学部附属義務教育学校 教諭 竹吉 昭人氏

**【令和7年度実績】**

日時：令和7年8月7日 13:30～16:00 20名参加

内容：講演およびグループワーク

講演：「なぜそんな”作り話”に騙されるのか？～学校に今求められる消費者教育を考える～」

講師：松江ちどり法律事務所 弁護士 遠藤 郁哉氏

(3) 島根県消費者教育推進連絡会議の開催（年2回）

消費者教育施策に関する意見交換と関係機関等の情報共有を目的に開催。

(4) 消費者教育情報冊子の作成と配布

**【令和6年度実績】**

- ① 県内中学校2年生向け（めざせ！社会を変える消費者市民）
- ② 県内中学生向け（SDGs達成のための未来を変えるエシカル消費）
- ③ 消費者教育外部人材活用講師派遣事業受講者向け  
（18歳になるまでに知っておきたい契約とお金のルール）

**【令和7年度実績】**

- ① 消費者教育外部人材活用講師派遣事業受講者向け  
（18歳になるまでに知っておきたい契約とお金のルール）